令和６年度第３回 新潟市子どもの権利推進委員会　会議概要

開催日時	令和７年３月２４日（月）　午後１時３０分～３時００分
会　　場	白山会館　２階　胡蝶の間
出席委員	間委員、石井委員、遠藤委員、太田委員、帯川委員、郷委員、 永野委員、藤瀬委員、保苅委員、本田委員、吉川委員　（出席１１名）
事務局 関係課 出席者	こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、 幼保運営課長、幼保支援課長、学校支援課長、福祉総務課長、 こころの相談センター所長、広聴相談課長 他　関係課担当者
傍聴者	なし
内　容	**【議事】** **（１）子ども条例に係る周知・啓発及び意見表明等の取組状況について** **資料１―１　新潟市子ども条例に係る周知・啓発状況（令和６年度下期）** **資料１－２　令和６年度おとな向けアンケートの結果について** **資料１－３　地域における意見表明・社会参加の取組状況について** **〇事務局より、各資料に基づき説明を行いました。** **〇委員からは、次の意見・質問がありました。** （藤瀬会長） ありがとうございました。 ただいま一つ目の議事につきまして、資料１－１から１－３まで３つの報告がございました。 それでは、委員の皆様、ここまでのところでご質問、ご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか？ それでは私の方から１点質問させていただきたいと思います。 資料１－１に関わる部分ですが、非常に広く周知・啓発をいろいろな場で様々な媒体で行っていただいていて、すごいなと思っております。 全体を通した印象として、わりと子ども条例を広めるにあたって、だんだん外側というのでしょうか、子どもに直接関わってない方、いろいろな事業者の方、そういった方々にも広げているといったことが伝わってきました。 直接日常的にお子さんと接していられる幼児教育、保育とか学校教育とか、それから施設の職員の方たちへの研修というのは、もうそれぞれの職能

	団体さんにお任せして随時お願いしているのでしょうか。あるいは昨年度の取組で十分進んだということでしたでしょうか。 　その日常的に子どもに関わる方への研修についてお聞かせいただきたいと思います。 （事務局） 　ご質問ありがとうございます。 　子どもに日常的に関わる大人の方々への周知というのは、計画の施策の柱の中にも加えられておりまして、継続していかなければならない取組だと認識しております。 　資料の中にも少し説明のあったとおり、例えば西区の職員向けの研修ですとか、あとは新潟市の人権に関するオンライン研修などで、職員に対する研修を行っています。 　あとはご質問いただいた職能団体に対してのアプローチというのは、まだ十分ではないかなという認識です。 　一昨年には、保育士の方々への研修も動画で実施していただいて、保育士の方々には必ず動画を見てくださいといったようなかたちで、実施させていただきました。 　また、教職員向けの研修としては、西川の方にある総合教育センターでも、教職員向けの研修をやらせていただいております。 　全てのところにいき渡っているかっていうと、それぞれのところの事情までしっかりと把握できていない部分もあるのですが、人の入れ替わりもありますし、継続的にやっていく必要があると認識しております。 （間委員） 　今のお話に加えてなんですが、その市の総合教育センターだけではなく、今回は小学校中学校の方に、子ども条例の研修用動画が配信されています。 　それを人権の研修のなかで何本かある動画のうちの一つとして、すごく分かりやすく説明していただいています。 　ただリーフレットを見ているだけよりも、やはり大切なポイントを絞って動画のなかで説明いただいており、１５分ぐらいにまとめられているので大変研修に活用しやすかったです。 　１年やったらそれでいいというものではないと思うので、毎年のように今年のポイントや今年力を入れているところは、というような形で、夏頃にいただくとよいと思います。

	今年度は１１月、１２月の人権の時だったので、結局うちの学校は１２月の冬の研修でそれを活用しましたが、夏前にその動画がいただけると、９月のその「にいがたこどもサミット」の前に教職員がしっかり研修することができたりします。 中学校でも同様にやってらっしゃるとの情報があると思いますし、コミュニティスクールの方でも活用することもできると思うので、もう少し早めだとありがたいなということを思ったので、発言させていただきます。 本当にわかりやすかったです。ありがとうございました。 （藤瀬会長） ありがとうございました。 そのような素晴らしい動画が活用されているということ、とても嬉しく思います。 引き続き、今のご意見のような取組も含めて継続していただき、効果的に利用できるとありがたいと思います。 （本田委員） 本田でございます。この資料１の項目７のところで、情報が届きにくい子どもへの配慮ということで、２月でしょうか、放課後等デイサービス事業所ネットワークの研修会を開催しました。 そこで、事務局の方に周知活動をしていただきました。当日は１００名以上の職員の参加がありまして、放課後等デイサービスの職員や関係機関の職員などの参加がありました。 その中で職員の方に来ていただきまして、子ども条例のお話をしていただき、パンフレットを事業所に設置してもらうなどお願いしております。 うちの施設にも玄関に設置しているのですが、玄関のところに置いてあって、ご家族の方がこれ何ですか？と関心を持たれている場合もあります。 やはりこの情報が届きにくい子ども、なかなか自分の意見を言えない子どもたちを、どのように意見を吸い上げていくかというと、親ですとか事業所の支援員、そしてまた学校の先生とかそういった方々です。 子どもに一番近い人たちが子どもの意見をしっかり吸い上げていくことが大事なのだと思います。 ですので、やはりこのような子どもだけじゃなく、親などおとなへの周知活動が非常に大事なのだなと感じました。 今回研修に来ていただいたので、またいつでも機会があればそういった場

	を活用して周知活動していただければなと思います。 　以上です。ありがとうございました。 （藤瀬会長） 　やはり職員の方が研修で説明して、そういったことが親御さんなどへ広がってくなど、いろいろな効果を及ぼしていくものだなということも感じさせていただきました。ありがとうございます。 　その他いかがでしょうか？ （太田委員） 　ＮＰＯ法人ＣＡＰにいがたの太田です。 　私たちもこども家庭課の事業で保育園や幼稚園、それからこども園の方にＣＡＰプログラムを届けています。 　その教職員の皆さんへの研修の時に、先日改定された児童虐待早期発見マニュアルに、この子ども条例が加わってから、それを使って職員の皆さんにお話をしたり、あるいは保護者のワークショップもあるので、保護者の皆さんにも子ども条例のことをお伝えしたりしています。 　ただ、今回この資料１－２のおとな向けアンケートの６分の５ページのところですけれども、ここに「子どもが自分のことが好きと考えていると思いますか」という設問で、昨年同様子ども向けのアンケートの同様の設問と同じくギャップがあるというご説明でした。 　これに関して、私は圧倒的におとなのスキルが足りないのではないかな、と思っています。子どもの話を聞くということ、子どもが今何を考えているのか把握するスキルをもっとおとなにしっかり学んでいただかなければならないなと思っています。 　それは、その下の設問の「自己肯定感を大切にするとか」「家庭環境を大切にする」というところも、やはり子どもが自分は家の中で大切にされていると、日常生活で実感できることで、自己肯定感が上がるということだと思うのです。 　自分たちのことで申し訳ないのですけど、ＣＡＰのプログラムをもう少したくさん届けられるような予算組みになったら嬉しいなと思っています。 （藤瀬会長） 　ありがとうございました。 　ちなみに１年間で何回ぐらい、何箇所ぐらいの研修を行っていますか。

	（太田委員） 　予算として活動していくのは８園です。 　プラス独自の予算でやっていただいているところもいるので、幼稚園、認定こども園などだと約１２園行っています。 （藤瀬会長） 　ありがとうございました。 　はい、それでは続いて、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。 （遠藤委員） 　人権擁護委員の遠藤です。 　前回、高校の先生方に向けて研修を行ってきますというお話をしたと思いますが、実際研修を行ってきて先生方はとても熱心に取り組んでくださいました。 　わずか１時間という短い間でしたが、グループワークみたいな時間をとって、今その高校で子どもたちがどのような意見表明をするのか、どのような活動とか、仕掛けをしていけるのかな、という視点で話し合いをしていただきました。 　ただ、やはり引っかかっているのが、それ以前に子どもたちに、ちゃんとしてほしいというか、ちゃんとした子どもであってほしい、そういうのがあって初めて権利があるという感覚が、先生方には少し強くおありだなということがよく分かりました。 　最後に、先生がまずは一歩ということで、まとめをしてくださったのですが、やはり教員という立場だとそこがどうしても引っかかるのかな、という印象を受けました。これが１点です。 　それから、もう１点は人権擁護委員の新潟県全体で代表が集まる会議が年５回くらいあるのですけれども、その中で新潟市の子ども条例の取組について研修をする時間を取ってくださったので、そこでお話をさせていただきました。 　新潟県内の自治体はいろいろで、子どもの権利などまったく手つかず、というところから、がんばっています、というところまでいろいろでありました。 　全体としては、どちらかというとまだまだこれからなのかなと、という印象でした。 　新潟市の取組に触発されるように、各自治体に持ち帰ってくださったのではないかなと思います。

	以上です。 （藤瀬会長） ありがとうございました。 高校の先生方への研修のお話、それから他の自治体での会議ですね。 新潟市の取組が触発するきっかけになるなど、自治体の規模もそれぞれかと思いますけれども、何らかのモデルケースになっていくといいなと思って聞かせていただきました。ありがとうございました。 それでは、まだお聞かせいただきたいところですけれども、本日議事が４つございまして、次に進めさせていただきたいと思います。 この件に関して発言が叶わなかったけれども、ご意見があるという場合には、先ほど皆様のお手元にご用意されました意見質問書がございますので、後ほどここにお書きいただきますと、事務局の方からご回答くださるということでございます。 こちらに記載し提出いただければと思います。 それでは続きまして議事の２に移らせていただきます。 （２）子どもの権利相談室の運用状況について 資料２　子どもの権利相談室の運用状況について 参考資料　「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋への参加について（報告） 〇事務局より、各資料に基づき説明を行いました。 〇委員からは、次の意見・質問がありました。 （藤瀬会長） ご説明ありがとうございました。 今ほど子どもの権利相談室の運用状況及び全国自治体シンポジウムの参加についてご説明いただきました。 新潟市の事例も発表なさったという報告がございましたが、ここまでのところにつきまして、委員の皆様ご質問、ご意見おありでしたお願いいたします。 （石井委員） 石井でございます。 相談機関の運用状況に関して、相談の方法は書いてあるのですが、そもそ

	もこの相談機関を知ったきっかけ、どのようにして知ったかといった調査、記録などはありますでしょうか。 （事務局） 　ご質問ありがとうございます。 　このデータというのが取れていなくて、相談してきた方がそれを様々なルートで知って、例えば相談室のカードを見たりというのはあると思うのですけれども、そこをなかなか聞きたいなとは思いつつ、電話で終わってしまったり、ＷＥＢフォームで一方通行できた場合などもありまして、把握できていないのが現状です。 （石井委員） 　もしマニュアル等があるようでしたら、相談ルートを確認する項目を付け加えられれば、今後の周知手法の検討に有効ではないかと思いました。 　また、似顔絵等の工夫をされているというご説明もありましたが、周知の方法に関して工夫されている点があれば教えてください。 （事務局） 　はい、ありがとうございます。 　周知広報に関しましては、先ほどの似顔絵をそのホームページに載せるといったのは、今回新たに相談のハードルを下げるという趣旨で実施したものです。 　あとはそのリーフレットやカードにつきまして、小・中・高校の全ての子どもたちに届くように展開をさせていただいているという状況です。 　今後の話にはなるのですけれども、アウトリーチという形で出前授業みたいなことも検討をさせていただいております。 　もう１点、別の意味でのアウトリーチというか、その相談対応の中でのアウトリーチという観点では、結構あの遠方からいらっしゃる方が先日、万代市民会館に相談に来られました。 　その方は、継続して相談したいという状況だったのですが、今後はこちら側からお住いの近くの小学校に出向いて面談するといったことが検討されているような状況です。 　現状では実施まではいっていないのですが、アウトリーチももちろんやって先方の希望や置かれている状況を踏まえてやっていくというスタンスです。

	（石井委員） 　ありがとうございます。 　最後になりますが、相談機関開設からこれまでの間で約７ヶ月でしょうか。 　その間の相談件数は３６件ということですが、年間の目標のようなものがあるのかどうか、この件数は予定していた件数より多いのか少ないのか。 　そういった目標や進捗状況に関して、何か報告いただけるものがあれば教えてください。 （事務局） 　目標というものは設定していないのですが、これまでの３６件というのは、初年度にしてはこれぐらいなのかな、というような感覚でおります。 　他の自治体の事例なんか聞くと、最初の立ち上げの頃は思ったほど来ないなとか、広報をした直後はわりと相談がくるのだけれども、それ以降は止まってしまうといった事例も聞いております 　これぐらいの案件数で、初年度としては妥当な件数なのかなという感覚でございます。 　ただ、１件１件が重かったり複雑だったり、そしてその１件に対して複数回面談を重ねるような状況もありますので、ある意味丁寧に対応するという観点では、これくらいのボリューム感というのは現状で十分対応できているので、これが爆発的に増えてしまうと対応しきれなくなるのかなといった懸念は正直あったりします。 （藤瀬会長） 　ありがとうございました。 　引き続きまして吉川委員お願いいたします。 （吉川委員） 　私の通勤途中でデジタルサイネージを見る機会がございまして、たまたま電車に乗った時に拝見しました。 　本当に瞬間的にこどもの権利の部分がパッパッと出てきて、このあたりを印象深く見ていたのですけれども、その最後の方に「こころのレスキュー隊」の情報も出てきてもよいのかなと思いました。 　短い時間でもありますし、パッパッと切り替わって次のところに行くからということもあるのですが、そういったところで最後に子どもの相談ができ

	るところがある、というような発信ができるといいのかな、というふうに思いました。 （藤瀬会長） 　ありがとうございました。 　ただ今のご意見につきまして、事務局から何かありますでしょうか。 （事務局） 　はい、ありがとうございます。 　まずは子ども条例の周知、そして、こころのレスキュー隊の周知を展開して様々なところで、まず目に触れて、何だろうと思っていただくというあたりが大事かなと思っております。 　おっしゃられた通りこころのレスキュー隊の相談窓口もできて、かわいいキャラクターもおりますので、そのあたりも今後活用しながら広報展開していきたいと思います。 （藤瀬会長） 　ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。 　それでは郷委員、お願いいたします。 （郷委員） 　地域で子育てを悩んでいらっしゃるご家庭が目に見えないところで、たくさんいらっしゃって、私も相談する時があるのですが、こういった相談機関があるよ、身近なところ相談できるところがあるよとか、いろいろとお話するのですが、なかなか相談するっていうのがすごくハードルが高いようで、なんとか家庭の中で解決したいと思っているといったお話を耳にします。 　それで、このこころのレスキュー隊のこの場所に関しては、これからもパンフレットを毎年配布するのか、今後の予定などをお聞かせいただきたいです。 　今日この場限りで相談の概要の資料を見せていただきましたが、このようにして解決した事例もある、といったことも少しパンフレットに記載すると、なんか行きやすいと思ってくれるかもしれません。 　先ほど事務局の方からも、いずれは出前授業や出張みたいな形で各区にも要請があれば行くということですが、そういったことが進むと、もう少しハードルが下がっていくのではないかと思います。

	やはり、子どもと一緒に相談に行ければいいけど、なかなか中央区以外だとちょっと遠いなっていうイメージもありますので。 （事務局） ありがとうございます。 今後の広報展開や相談対応についてもアウトリーチ、出前授業みたいな形でやっていけたらいいなというふうに考えています また、今ほどご意見をいただいた資料２の具体的な解決したというような事例に関しては、他の自治体の子どもの権利の救済機関の活動報告に、対応事例として載っているケースがございます。 具体的にいうと松本市さんの報告書ですけれども、どういった相談がきて、それに対してどう対応したか、といった概要が掲載されています。 そういったかたちで掲載すると、なるほど、こういう風に救ってもらえるのかといった納得性、そのあたりが高まると思いますので、どういった形で掲載できるか、今後活動報告書版を作っていくなかで検討していきたいと思います。 （藤瀬会長） ありがとうございます。 それでは議事の２はここまでとさせていただきたいと思います。 続きまして議事３番目、令和７年度子どもの権利推進に向けた取組予定について、こちらも事務局から説明をお願いします。 **（３）令和７年度子どもの権利推進に向けた取組予定について** **資料３　令和７年度子どもの権利推進に向けた取組予定について** **〇事務局より、資料３に基づき説明を行いました。** **〇委員からは、次の意見・質問がありました。** （藤瀬会長） ありがとうございました。 令和７年度の子ども条例の周知・啓発、意見表明・社会参加の取組、そして子どもの権利相談室のさらなる発展的な取組と、それから来年度の委員会のご予定も含めたスケジュールなどのご説明がありました。 ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。 （帯川委員）

	今ほど令和７年度の取組についてお話をいただいた中で、先ほど６年度の方でも実績として記載されていました、私どもが事務局を勤めさせていただいておりますファミリー・サポート・センターの提供会員研修で、子ども条例についてお話いただきました。 令和７年度も是非少しのお時間をいただいて、伝えていただけたらありがたいと思っております。 提供会員の皆さんの年代としては５０代、６０代の方が比較的多いです。今子育て中の世代の皆さんへの発信が、力を入れているポイントだと思うのです。 けれども、それを支える５０代、６０代の皆さんにもお伝えする機会として、よろしければ７年度もお取り組みいただけたらと思っております。 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。 （事務局） 私どもとしましても是非お願いしたいと思っております。また今後調整をさせてください。よろしくお願いいたします。 （藤瀬会長） ありがとうございます。質の良い活動すると、どんどん継続してというご要望もあったり、効果も実感できたりするものだなと感じました。 それでは引き続きまして、保苅委員からお願いいたします。 （保苅委員） 最初のご説明にあった周知・啓発の部分にも関連するのですが、私たち民生委員としても、子どもたちの見守り、特に朝の高校での見守りなど、そういったところでの会話で、子どもの声をキャッチすることが多いのです。 ボランティアで活動をしているので、私たちとしてもやはり啓発活動はきちんと分かったうえでした方がいいなと思っております。 ２年くらい前にはこども政策課の方からいろいろなお話をしてもらったのですけれども、やはりそういったかたちでお話もしてもらうことも大事だと思います。 けれども、先ほどご意見がありました周知用の動画があるのでしたら、ぜひそういったものをお貸しいただきたい。 民生委員はそれぞれの地区で定例会というのを毎月やるので、そういったときにほんの１５分だったら、こんな活動をやっているといったかたちで、

	民生委員としても伝えていくことが大事だなと思いました。 　ですので、ぜひそういった機会にはそのような動画をお貸しいただければありがたいと思っております。 （事務局） 　大変ありがとうございます。そういったご要望いただけるのは私どもとしてもありがたく思います。 　今後また具体的なところをご相談させていただきながら、こんな周知方法をするといいのではないの、といったことを皆さんからご意見いただきながら、私どもそれに対応していきたいと思います。 　ぜひまた情報をお聞かせいただければと思いますし、積極的に資料展開をさせていただこうと思いますので、なんなりと私どもの方にお声がけいただければと思っております。 　どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 （太田委員） 　子どもの権利救済に係る主な取組予定のところの、２つ目の学校での出前授業は、とてもいいなと思います。 　直接子どもたちにこう伝える機会だと思ってとてもいいなと思うので、ぜひ実施してほしいなと思いますが、その次の相談のお手紙の受領をという記載があります。 　これは受領して、その後どう返すのか、そういったプランがあるのか。子どもは例えば電話ができない、直接言えないけど、お手紙なら書ける子どももいると思うのですが、書いてくれた時に何かお返事をもらえたら、自分の声が届いたと感じて、すごく嬉しいのではないかなと思うのです。 　そういったあたりはどのように考えられているのかというのと、もう１つは法務局も人権に関するお手紙という取組がありますよね。 　そういったものとの差別化みたいなことは何かお考えでしょうか。 （事務局） 　ありがとうございます。 　まだ検討中のところであり詰まってはいない部分もあるのですが、実は他の先進自治体で、相談員の方が出前授業をやりながら、小学校で子どもたちに、良かったことや嫌だったことなど、何でも書いていいよというかたちで、お手紙を出してもらう取組があります。

	それで、その自治体においては、子どもたちからもらったお手紙を相談員、救済委員とで確認して、お返事を作って渡しているそうです。 ただ、そのような手紙の中にも、良い話もあれば、深刻そうなお話も含まれているので、そのあたりをどのように個人情報を扱うか、配慮していくかといったハードルがあると考えています。 今ほどのご意見については、やはり何らかのかたちでレスポンスをお返ししていかなければいけないと思います。 それと、法務局さんの方でやられている人権１１０番のお手紙もありますので、そのやり方なども私ども勉強させていただきながら、どのような方法が一番よいのかということも、引き続き検討していきたいと考えております。 （藤瀬会長） ありがとうございました。 それでは、まだご意見やご要望があるかもしれないのですけれど、時間の制限も近づいてまいりましたので、次の議題に移ります。 今のところでまたご意見、ご質問がおありの場合は、意見・質問書にお書きいただきますと、事務局の方から回答してくれますので、ご利用いただければと思います。 それでは議事４に移らせていただきます。こども計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。 （４）こども計画の策定について 資料４－１　新潟市こども計画（概要版） 資料４－２　新潟市こども計画（やさしい版） 〇事務局より、各資料に基づき説明を行いました。 〇委員からは、次の意見・質問がありました。 ＜議事４について意見・質問等なし＞ （事務局） 藤瀬会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。 それでは最後に本日で交代となります間委員及び吉川委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

	（間委員） 　この会の立ち上げの時から委員を務めさせていただきました。 　本当に勉強をさせていただくことばかりで、石井先生のような専門家の方から直接お話を伺うことなども勉強になりました。 　たくさんの専門の方、専門機関があって、そこから連携していけるのだなということで、とても新潟市の未来が明るいのではないかと思えました。 　それから、学校の現場でも子どもの意見表明権といった部分を、すごく意識できるようになったところも、私の大きな学びになりました。 　本当に皆さんからたくさん教えていただきました。 　感謝申し上げます。ありがとうございました。 （吉川委員） 　吉川でございます。 　この委員会の立ち上げの頃から携わらせていただき、いろいろな専門家の方からご意見をいただいたり、行政からも様々な情報をいただいたりして、とても自分自身が勉強になりました。 　私の立場としては、本当に子どもの対応を常にしているのですが、そのバックにいらっしゃる保護者の方々への対応という意味合いで、ここで学んだことを保護者の方にお伝えしたり、保育参観のときにパンフレットをお配りしたり、そのような中で少しでも皆さんに分かってもらえるといいなと思いながら、発信してまいりました。 　これからも他の園にもどんどんこういった情報を広げていただいて、そしてＣＡＰの方からも来ていただいたりして、子どもたちにも分かりやすく伝えていってほしいなと思いました。 　大変お世話になりました。ありがとうございます。 （事務局） 　ありがとうございました。 　また本日南委員は所要のためご欠席ですが、ご挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきます。 ＜南委員退任のご挨拶＞ 　子どもの権利推進委員会の皆様。このたびの異動で学校現場を離れることになり、伴って推進委員の意を書かせていただくことになりました。 　３年間子どもの権利推進委員を務めさせていただいた中で、様々なお立場の方のお話やお考えに触れることによって、私自身の子どもに対する教育観

	が育てられたと実感しております。 「こどもまんなか」とはどのようなものなのか。自分の学校経営は子どもの権利に基づいたものなのか。子どもたちが望むものは何なのか。 常に自問・自答しながら学校経営にあたることができました。 自分自身もっとやれることがあったのではないか、と反省しているところですが、後任の方に託し新たな場で「こどもまんなか」を実現できるよう微力ではありますが、力を尽くす所存です。 本来ならば皆様に直接感謝と退任の言葉をお伝えすべきところではありますが、誠に申し訳ありません。 新潟市の子どもたちの健やかな成長と子どもの権利推進委員会のますますのご発展をお祈りし、退任の挨拶とさせていただきます。 ３年間お世話になりました。ありがとうございました。 （事務局） 委員の皆様、これまで子どもの権利推進委員会に多大なるご理解とご協力を賜り、大変ありがとうございました。 それでは最後に事務連絡をさせていただきます。 藤瀬会長からもお話がございましたが、本日の議事内容につきまして、追加のご意見、ご質問がございましたら意見質問書、を４月４日金曜までにメール等で事務局までお送りいただきたいと思います。 いただきましたご意見、ご質問につきましては、改めて皆様に回答をさせていただきたいと思っております。 以上をもちまして、本委員会を終了したいと思います。 本日は誠にありがとうございました。